

## 平成31年度 和歌山県立なぎ看護学校学生募集要項（推薦）

**1 募集学科** 看護学科（全日制、看護師3年課程）

**2 募集人員** 20人程度

**3 修業年限** 3年

### 4 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、高等学校長が推薦するものとする。

- (1) 平成31年3月高等学校卒業見込みの者
- (2) 生活態度が良好で、在学する高等学校における成績の評定平均値が3.6以上の者
- (3) 合格した場合、本校への入学を確約できる者
- (4) 卒業後、和歌山県内で看護職として医療に貢献する積極的な意志を有する者

### 5 入学願書受付期間

平成30年11月5日(月)から平成30年11月6日(火)までに郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

### 6 出願手続き

- (1) 推薦入学志願者は、次の書類を在学する高等学校の学校長に提出すること。
  - ア 入学願書（和歌山県立なぎ看護学校所定の用紙を用いること。）
  - イ 写真1枚  
上半身、正面、無帽、名刺型（縦70mm×横50mm）で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄に貼付すること。
  - ウ 受験票送付用定形封筒（長形3号。120mm×235mm）1枚  
受験者の宛先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手512円（書留料を含む。）を貼付すること。
  - エ 入学考査手数料  
入学願書に入学考査手数料として、5,500円の和歌山県証紙（消印しないこと。）を貼付すること。ただし、和歌山県外在住の者等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,500円の郵便為替（指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。）により納付することもできる。この場合、入学願書に郵便為替を貼付しないこと。
- (2) 高等学校長は、上記（1）の書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、次の書類を添えて、出願書類を一括し和歌山県立なぎ看護学校に郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。
  - ア 調査書 文部科学省所定の様式により高等学校長が作成し、厳封したもの
  - イ 推薦書 和歌山県立なぎ看護学校の用紙を用い、高等学校長が作成したもの
- (3) 入学願書郵送先  
〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏20番39号 和歌山県立なぎ看護学校（入試係）

### 7 推薦入学試験日時、科目及び合格通知送付日

- (1) 試験日時 平成30年11月19日(月)午前9時から  
※ 受付開始時間 午前8時30分

- (2) 試験科目 数学Ⅰ、小論文及び面接  
※数学Ⅰは平成21年告示高等学校学習指導要領に対応する。

- (3) 合格通知送付日 平成30年11月29日(木)  
推薦入学志願者の在学する高等学校の学校長宛に当該志願者の合否結果通知書を発送するとともに、合格者本人宛に合格通知書を発送する。

### 8 試験会場

和歌山県立なぎ看護学校

### 9 入学手続き

- (1) 入学手続きは、平成30年12月13日(木)午前9時から平成30年12月14日(金)午後5時までに完了すること。
- (2) 入学手続きは次のとおりとする。
  - ア 合格通知書及び誓約書（和歌山県立なぎ看護学校所定の用紙による。）を提出すること。
  - イ 平成31年3月8日(金)までに卒業証明書を提出すること。
  - ウ 次項に掲げる入学金を納入すること。

### 10 入学金及び授業料

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）に基づく金額

- (1) 入学金 22,000円
- (2) 授業料 年額120,600円（平成30年度実績）

### 11 修学資金制度

県内の看護職員等の充実を図るため、当看護学校卒業後、和歌山県内において看護業務に従事しようとする学生に対し修学資金（平成30年度実績 月額30,000円）を貸与し、卒業後一定の条件を満たせば貸与金の返還が免除される制度を利用できる。ただし、貸与については、選考により決定する。

### 12 注意事項

- (1) 出願する書類は、必ず一括して書留郵便とすること。
- (2) 受理した出願書類は返却しない。
- (3) 試験の際の宿泊施設は、あつせんしない。
- (4) 試験当日は、弁当を持参すること。
- (5) 合否に関する電話による問い合わせには応じない。
- (6) 学校の概要は、学校案内を参照のこと。
- (7) 和歌山県立なぎ看護学校の入学試験を受験した本人で希望する者に対し、合格発表の日から1ヶ月以内に限り総合得点のみ開示する。
- (8) 平成29年度実施の「平成30年度入学選抜試験問題」の閲覧を希望する者は、本校（入試係）に問い合わせること。
- (9) その他疑問点は、本校（入試係）に問い合わせること。